

# 「国際水泳競技大会」日本代表選手等選考委員会規程

一般社団法人日本デフ水泳協会

## (目的)

第1条 国際水泳競技大会に派遣する代表選手及び派遣スタッフ等の選考について審議し、決定するために、日本代表選手等選考委員会（以下「委員会」という）を設置する。

## (委員)

第2条 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 3名以内

2 委員長には、理事長が就任する。

3 副委員長には、強化委員長が就任する。

委員長不在の時は、副委員長が委員長代行を務める。

4 委員は、次に該当する者から選出し、理事会に諮り、理事長が委嘱する。

理事

強化委員会スタッフ等

監事

## (任期)

第3条 委員の任期は、選考に必要な期間とする。

## (委員会)

第4条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会は、委員会構成委員現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表明した者は、出席者とみなす。

3 委員は、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人等の出席)

第5条 強化委員会実務担当者は、会議に出席して意見を述べることができる。

- 2 委員長が必要と認めた時は、会議に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 前2項の場合において前条第3項を準用する。

(選手等選考基準)

第6条 選手等選考基準は、代表参加者の編成方針に従い、その都度委員会が定め、事前に開示する。

(不服申し立て)

- 第7条 委員会の選手選考決定に対する不服申し立てがあった場合は、不服審査委員会（以下「審査会」という）を設置し、その申し立てを審査しなければならない。また、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、スポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。
- 2 前項の審査会の構成は理事長が指名する委員以外の理事等3名で構成する。
  - 3 審査会はその審査内容を理事会に報告する。不服申し立てに対する最終決定は理事会が行う。
  - 4 審査会には、当事者本人、親権者、競技会参加会員団体登録責任者が出席し、意見を述べることができる。
  - 5 不服申し立てをする者は、理由を書いた書面と審査費用3万円を添えて理事長あてに提出しなければならない。不服申し立てが認められた場合に審査費用は返還される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、2020年12月29日に制定、施行する。